

保安講習 受講していますか？

製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、都道府県知事が行う取扱作業の保安に関する講習を受講しなければなりません。（消防法第13条の23）

危険物取扱者の
資格あり

危険物取扱作業
に従事している

保安講習が必要



講習サイクル

基本的には、危険物取扱者の免状が交付された日、または保安講習の受講日から**3年以内**ごとに受講する必要があります

3年 3年 ●●●

ただし、以下の場合にはちょっと複雑になります

●新たに危険物の取扱作業に従事するもの●

1年 3年 3年 ●●●

新たに従事する日から**1年以内**に受講し、その後は3年以内ごとに受講します

●新たに危険物の取扱作業に従事する者で**過去2年以内**に危険物取扱者の交付または保安講習を受けている者●

3年 2年 3年 3年 ●●●

免状の交付または受講した日以後における最初の4月1日から**3年以内**に受講し、その後は3年以内ごとに受講します

危険物の移送時に危険物取扱者の
免許を携帯していますか？



免許の書換えはお済みですか？

10年ごとに書換えが必要です



保安講習の
受講案内はない
から注意してね。



危険物に関する問い合わせ先

大津市消防局予防課 危険物係

TEL (077) 525-9902

Mail otsu2353@city.otsu.lg.jp